「高知県営業時間短縮要請協力金 (第5期)」に関する よくあるお問い合わせ

Q 1 時短要請は何に基づくものか。

A 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項によるものです。

Q2 時短要請は強制的なものか、罰則等はあるのか。

A 罰則は定められておらず、あくまでも協力をお願いするものです。

Q3 時短要請の対象となる店舗は。

A 「高知県営業時間短縮要請協力金(第5期)申請等要項」の【別表1】対象施設に記載されている業種で、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」等の必要な許認可等を受けて、対象地域(高知市)で営業している店舗が対象です。

Q4 なぜ今回の延長は、高知市のみなのか。

A 社会経済活動への制約は必要最小限にしたいという思いから、人口当たりの感染者が多い高知市を時短要請の延長対象地域としました。

Q5 県外の事業者が県内で店舗を運営している場合は支給対象となるか。

A 対象地域(高知市)の店舗が支給対象となります。

Q6 協力金はどのような事業者が対象か。

A 時短要請を行った日(令和3年9月9日)以前から飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上、対象地域(高知市)で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

- Q7 協力金はいくら受け取れるか。
- A 個人事業主又は中小企業の方であれば、時短要請期間 (9/13~9/26) について 1 店舗当たり 35 万円から 105 万円までとなります。 ただし、大企業等の場合は、最大 280 万円までとなります。(中小企業等の方でも売上減少額に応じて、最大 280 万円の可能性もあります。)
 - Q8 時短に協力しない日があっても、協力した日数に応じて協力金を 受け取れるのか。
- A 高知県に適用されていた「まん延防止等重点措置」は解除されましたが、 県の対応ステージは「非常事態」で据え置かれるなど、一気に対策を緩め ると感染のリバウンドが起きかねない状況です。 そのため、まん延防止と同様に、要請期間 (9/13~9/26) の全ての日にご 協力いただくことを協力金の要件にしています。
 - Q9 今回は酒類の提供が午後7時までに制限されることに加え、カラオケの利用も自粛が求められるなど、5月・6月より強い要請内容になっているが、協力金の単価が変わらないのはなぜか。
- A 協力金の単価については、国の財源を最大限活用して時短要請に協力いただける事業者の皆さまにできるだけ多くの協力金を支給できるよう、国の算定方法に基づいた単価設定としているものですので、ご理解をお願いします。

Q10 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か。

A 酒類を提供していない店舗も対象となります。

Q11 カラオケは使えないのか。

A 「まん延防止等重点措置」に引き続き、カラオケ設備の利用自粛もお願い しています。(カラオケボックスは除きます。)

Q12 複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか。

A 対象地域(高知市)内で複数の対象施設(飲食店等)を営業している場合は、全ての店舗で全日協力いただければ、店舗ごとに協力金を算定して支給します。

- Q13 営業時間の短縮ではなく終日休業した場合、協力金の対象となるか。
- A 従前より営業時間短縮要請の時間帯 (午前5時から午後8時)を超えて営業をしている店舗が、終日休業した場合は要請に応じたことになり、対象となります。
 - Q14 もともとの営業時間が午前 10 時から午後 8 時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか。
- A もともとの営業時間が、協力要請した時間帯内(午前5時~午後8時)の ため、支給されません。

(通常の営業時間) による例

- ・(午前11時~午後9時)の店舗が、午後8時に閉店又は全日休業する場合→午後8時を越えて営業しようとしていた事業者のため、支給対象となります。
- ・(午前3時~午後2時)の店舗が午前5時までは休業し午前5時から開店 又は全日休業する場合→通常は協力要請した時間帯である午前5時の 2時間前から営業しているため、支給対象となります。
- ・(午後9時~午前3時)の店舗が全日休業する場合⇒通常は協力要請した時間帯を越えた営業のため、支給対象となります。
- Q15 午後8時以降に飲食物の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか。
- A 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後8時に閉店していただくことですので、結果的に午後8時以降に営業状態になっている場合は要請に応じているとはいえません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。
- Q16 酒類の提供が午後7時までとは、具体的にどういった状態のことをいうのか。
- A ラストオーダーではなく、午後7時までにお客様着席のテーブル等へお 酒を出した状態にあることをいいます。お酒のラストオーダーが午後7 時までということではありませんのでご注意ください。

Q17 認定経営革新等支援機関等とはどういった機関を指すのか。

A 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、税理士事務所、中小企業診断士事務所、商工会、商工会議所、金融機関(四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、商工組合中央金庫)などになります。具体的には、中小企業庁ホームページでご確認ください。

また、認定経営革新等支援機関以外は、次に掲げる機関となります。

- ・四国内の税理士、税理士法人(※)
- ・高知県内の公認会計士(※)
- ・高知県内の中小企業診断士(※)
- ・高知県内の行政書士、行政書士法人(※)
- 高知信用金庫
- 十佐信用組合
- 宿毛商銀信用組合
- 信用組合広島商銀
- (※)認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。

Q18 各業界のガイドラインを守ることが条件になっているが、どのよう に対応すればいいか。

- A 各業界のガイドライン (https://corona.go.jp/prevention) に決められていることを逸脱せず、しっかり守っていただくことが重要です。 飲食等の場における感染の伝搬を防止するために、とりわけ
 - ・アクリル板等 (パーティション) の設置 (又は座席の間隔の確保)
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・ 換気の徹底

等が重要です。

※併せて、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」もご参照ください。 〈高知家あんしん会食推進の店認証制度についてのお問い合わせ先〉 『高知家あんしん会食推進の店 認証制度運営事務局』 Tm088-856-7577 開設時間:(平日)午前9時~午後5時

Q19 1日当たりの売上額はどのように算定すればいいのか。

A 令和元年又は令和2年の8月及び9月の売上高を、その期間の日数(61日)で除して、1日あたりの売上高を求めます。

なお、月ごとの売上の把握が困難な場合は、1年間の売上高を、その期間の日数(365日又は366日)で除して求めます。

また、時短要請期間と同日付の期間 (9/13~9/26) の売上高で申請したい場合は、当該期間の売上高を、その期間の日数 (14 日) で除して求めます。

- Q20 前年はコロナで売上減少、前々年も店舗が被災して売上減少していたが、比較する売上額はこの2年間のみか。
- A 災害の影響を受けて、令和元年又は令和2年の8月及び9月の売上高が減少している場合は、罹災証明書等を提出いただくことで、平成30年の売上高で算定することも可能です。
 - ※災害に相当するような特殊事情がある場合は、ご相談ください。
 - Q21 今回の「高知県営業時間短縮要請協力金」を申請し受給した場合、 国の「月次支援金」の給付対象となるか。
- A 「高知県営業時間短縮要請協力金」の申請の有無、受給の有無にかかわらず、今回の協力金の支給対象となっている事業者(Q3、Q6参照)は、営業時間の短縮要請を行った期間が含まれる8月分、9月分については、国の「月次支援金」の給付対象外となります。

詳細については、国のホームページ(「月次支援金」で検索)をご覧いただくとともに、月次支援金の相談窓口(電話番号0120-211-240)にお問い合わせください。

Q22 協力金はいつ頃支給されるか。

A 10 月上旬以降、関係書類が整い内容が確認できた事業者から、順次振込 先口座へ振り込み予定です。ただし、審査の結果、不支給となる場合もあ ります。

Q23 時短要請に協力している店舗はどのように確認するのか。

A 今年の5月・6月の要請のときと同じく、時短要請に応じていただいているかについて、協力金申請事業者の状況確認を行います。